

魚津市告示第44号

魚津市こども食堂開設支援事業補助金交付要綱の一部改正について

魚津市こども食堂開設支援事業補助金交付要綱（平成30年魚津市告示第127号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月29日

魚津市長 村椿 晃

第2条第2号中「原則として年間24回以上行うとともに」を削り、「見込み」を「計画」に改める。

第5条の表中飲食店営業に係る許可手数料の項を削る。

第8条第2号中「中止又は」を「中止し、又は、」に改め、同条第3号中「又は」を「、又は」に改める。

第10条第2号中「必要に応じて飲食業の営業許可を受ける」を「食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の届出」に改める。

様式第1号中「第 号」及び「㊟」を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 実施団体

ふりがな 実施団体名	
ふりがな 代表者氏名	
実施団体種別	
所在地	〒 電 話： F A X：
設立年月日	年 月 日
担当者連絡先	ふりがな 氏 名： 電 話： F A X： E-mail：
地域での活動実績	

2 こども食堂について

こども食堂の名称	
実施場所	
活用施設種類	
開始（予定）時期	年 月 日から
開催スケジュール	
対象地域	
1回当たりの利用者数 （見込み）	子ども（高校生以下） 人 大人 人 ※子どもは団体の構成員の3親等以内の親族を除いた数
利用料（1食）	子ども 円 大人 円
実施目的、運営方針	

居場所づくり活動の取組予定 ※本事業では、食事提供に併せて子どもの交流活動、体験活動、学習支援等の居場所づくり活動を実施していただきます。	
運営体制（1回当たりのスタッフ数、責任者の配置等）	
衛生管理の体制	
安全対策・緊急時の対応	
子どもの食物アレルギーや健康情報の確認	
アピールポイント （特徴、独自性、工夫点等）	
地域との連携体制	
補助金要望額 （上限 20 万円）	

3 補助金使途内訳

（単位：円）

項目	金額	内訳
調理器具購入費		
家具購入費		
食器購入費		
食品衛生責任者講習会の受講費用		
広告宣伝費		
保険料		
会場借上料		
計		

※必要に応じ、参考資料を添付してください。

様式第 5 号「第 号」を削り、「魚津市長 あて」を「魚津市長
あて」に改め、「㊟」を削る。

様式第 7 号中「魚津市長 あて」を「魚津市長 あて」に改
め、「㊟」を削る。

様式第 8 号を次のように改める。

事業実績書

1 実施団体

ふりがな 実施団体名	
ふりがな 代表者氏名	
実施団体種別	
所在地	〒 電 話： F A X：
設立年月日	年 月 日
担当者連絡先	ふりがな 氏 名： 電 話： F A X： E-mail：

2 こども食堂について

こども食堂の名称	
実施場所	
活用施設種類	
開始時期	年 月 日から
開催実績	
対象地域	
年間の延べ利用者数	子ども（高校生以下） 人 大人 人 ※子どもは団体の構成員の3親等以内の親族を除いた数
利用料（1食）	子ども 円 大人 円

居場所作り活動の取組 実績	
実施の効果・反響	
実施に当たっての課題・問題点	
今後の展開	

3 補助金使途内訳

(単位：円)

項 目	金額	内 訳
調理器具購入費		
家具購入費		
食器購入費		
食品衛生責任者講習会の受講費用		
広告宣伝費		
保険料		
会場借上料		
計		

様式第9号中「㊟」を「印」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。